



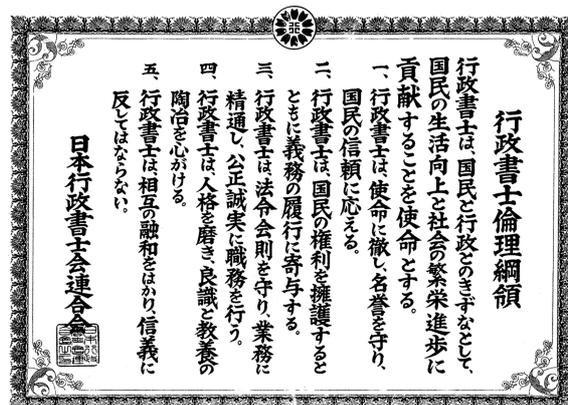
愛知

- 民事信託(家族信託)研修会
- 農地法許可の審査基準についての研修
- 「賃貸住宅の賃貸借契約に係る相談対応研修会」へ参加して



目次

一切なりゆき	副会長 長瀬 紀美子	1
民事信託（家族信託）研修会		2
農地法許可の審査基準についての研修		2
「賃貸住宅の賃貸借契約に係る相談対応研修会」へ参加して		3
令和元年度第2回新入会員基礎研修会開催		4
HACCP（ハサップ）研修会		4
第38回「生活お困りごと無料相談会」		5
特定技能制度の実務に関する研修会		5
交通事故をめぐる法的問題	弁護士 西山 一博	6
自筆遺言の諸問題	元名城大学大学院 法務研究科教授 松倉 耕作	8
お知らせコーナー		
常設無料相談員募集開始のお知らせ		11
愛知県行政書士会ホームページ内会員ページへのログインに関するお知らせ		13
行政書士法人の各種届出について		13
ライブラリ研修動画一覧		14
ライブラリ研修申込書		16
業務相談会のお知らせ		17
業務相談会申込書		18
会員訪問記（知多支部 権田 泰一会員）	会報委員 間瀬 洋平	19
支部だより		20
事務局だより		27
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		30
コスモスあいちコーナー		34
あとがき		35



一切なりゆき

副会長 長瀬 紀美子

先日新聞の書籍紹介欄に、一昨年他界された女優の樹木希林さんの言葉を集めた本が文藝春秋から出版されたことが掲載されていました。

読者のアンケートで心に響いた言葉の第1位が「おごらず、他人と比べず、面白がって、平気に生きればいい」というものでした。

興味をそそられたので、早速書籍を購入し読んでみました。

樹木希林さんという特異な女優なので、言える言葉かなと思いましたが、そうではなく彼女の生きざま・ものの考え方は、自身にも頷けるものがありました。

年を重ね人生の終盤に近付いた今、人との関わり方を考えさせられるいい機会でした。

文中、なるほどと思ったことを紹介しようと思います。

【「きょうよう」があることに感謝しながら】は教養ではなく、【今日、用がある】ことに感謝しながら、神様が与えて下さった今日の用をこなすことが、日々の幸せである。というものです

今日一日こなす用事があるということは、自分の存在意義を確認することで、生きているという実感を持つことだと思います。

日々そのことに感謝しながら、一日一日を大事に生きていこうと思わせてくれました。

【もっともっとという気持ちをなくすのです。】

「今こうしていられるのは大変有難いことだ。本来ありえないことだ。と思うと気が楽になる」と言っておられます。彼女自身が病気を得て到達した心境であるとも。私自身も希林さんよりは若いですが、最近は特にそう感じる事が多くあります。

私事ですが、昨年娘婿が事故で大怪我をし、4ヶ月の入院を余儀なくされました。

頭部損傷により、手術自体は成功しましたが、このまま寝たきりになるかも知れない。良くて車椅子生活かなと覚悟しました。

そんな中娘が、今まで楽をさせてもらったから、今度は私が精一杯支えるつもりだと言いました。状況が確定していない中で、よく言えたなと自分の娘ながら感心しました。

おかげさまで、その後順調に快復し、日常生活に

支障のないまでになったことは、どれだけ感謝しても足りないと思っています。

当初、医師からは「頭部を強く打ったために、頭の中のパズルがばらばらの状態だから、これがしっかりはまるまでには時間がかかるよ」と言われました。事故から2ヶ月後、本格的なりハビリが始まった時に、娘が今4人目（子供は娘3人）の子育てをしているのと言いました。

実のところ、自分ではとてもそんな心境になれなかったらと思うと、本当に強いなと思いました。

思うに、ああこれが【面白がって平気に生きればいい】ということだなと感じています。

先日、彼の父親が亡くなり、喪主を務めました。

「11年間ベッドに縛られた親父も、これで自由になれたと思います」という挨拶が済んだ時に、子供達から小さな拍手がおきました。

イレギュラーなことではありますが、子供達の行いを諫める気持ちにはなれませんでした。

私自身も、よくぞここまで快復したと、神に感謝したい気持ちでいっぱいでしたから。

改めて家族の大切さ、相手を想う気持ちの温かさを実感した出来事でした。

事故から半年が過ぎ、仕事にも戻りつつあるようなので、完全復帰を目指して頑張りたいと思います。【生きるのに精いっぱいという人が、だいたい見事な人生を送りますね】これも希林さんの言葉です。今はそんな状態ですが、最後に見事な人生を送れたな。と思えるようになって欲しいものです。

今回のことは、人体の不思議と修復力に驚嘆するとともに、【一切なりゆき】と捉え、命を救って下さったお医者様始め、看護師・作業療法士・励まし続けてくれた多くの友達に感謝しながら、しっかり生き、どこかで人のお役にたてる事が、恩返しになると思っています。

人は諦めなければ、必ず道は開けると、今は肌で実感しています。

【おごらず、他人と比べず】というのは、なかなか難しくその境地にはたどり着けませんが、私も日々の出来事に感謝をしながら、生きていけたらと思います。

民事信託（家族信託）研修会

国際・私法部 平松 里香

日時 2020年1月22日(水)

午後2時～4時30分

場所 愛知県行政書士会 2階、3階会議室

講師 福岡県行政書士会 松尾 陽子 会員

参加者 106名

ライブ視聴者 52名



民事信託（家族信託）の実務経験豊富な福岡県行政書士会松尾陽子会員を講師にお招きし、「お客様の望みを実現する信託の活用方法」をサブテーマにご講義いただきました。

信託法は、1922年に制定され、信託銀行を中心に商事分野で多く利用されてきました。2006年信託法が改正され、民事分野でも利用されるようになりました。高齢者、障がい者の財産について多様な管理運用に活用できるようになり、最近では、特に関心の高い分野となっております。しかし、仕組みが難しくどう説明してよいのか戸惑う会員も多いと思います。行政書士だからこそできる信託の活用、他士業との連携の仕方など、信託の仕組みをケーキの箱（名義）とケーキ（権利）に例えて図示し、信託について初めて受講した会員でもわかりやすいご講義内容でした。又、信託可能な財産の種類、遺留分の関係では、どちらが優先するのか、個人向けと法人向けそれぞれの活用方法など事例を交えて熱心に解説をしてくださいました。最後に会員からの質問にも丁寧に解説され、大変有意義な研修会となりました。この研修会を期に、私法分野でのニーズが高くなる民事信託活用について受講された皆様が業務に取り入れてくださることを期待しております。

農地法許可の審査基準についての研修

土地利用部 森 義雄

日時 令和2年2月19日(水)

午後2時～4時30分

場所 愛知県行政書士会 2階、3階会議室

講師 愛知県農業水産局農政部農業振興課

主任主査 佐藤 貴雄様

参加者 82名

ライブ視聴者数 63名



定刻に竹田勲部員が開会を宣言し、市川雅敏副会長の挨拶の後、本多証一次長による講師の紹介を経て研修会は始まりました。

市街化調整区域内農地の農地区分について、農用地区域内農地、甲種農地、第一種農地、第二種農地及び第三種農地を細かく説明いただきました。愛知県内の具体的な住宅地図を利用し、わかりやすく説明していただきました。農地の区分は、申請地ごとに判断するため、区分分けの基準を知ることが農地転用許可申請を依頼された会員やこれから土地利用業務に携わる会員に、とても参考になったと思います。

その後農地転用の審査基準について農地区分ごとに丁寧に説明していただきました。また、他県の状況等普段の業務では知りえないお話もしていただきました。

最後に質疑応答の時間を設け、会員からの質問に答えて下さいました。

講師による説明の後、本多証一次長の閉会のことで研修会は終了しました。

土地利用部では今後も実際の許認可手続きに直結した研修を提供していきたいと考えております。

「賃貸住宅の賃貸借契約に係る相談対応研修会」へ参加して

行政書士ADRセンターあいち 平松 里香

日時 令和2年2月20日(木)

正午～午後4時10分

場所 愛知県産業労働センター会議室

講師 弁護士3名

参加者 約80名(内、当センターより2名参加)



毎号、愛知県行政書士会会報裏表紙に行政書士ADRセンター愛知が取り扱う4つの部門が記載されており、その取り扱う部門の1つ「居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争」

については、当センターでも多くの問い合わせが来ている部門です。今回の研修会は①原状回復をめぐるトラブルとガイドライン②賃貸住宅標準契約書(平成30年3月版)③民間賃貸住宅に関する相談対応事例集の3項目をそれぞれの講師から解説があり、令和2年4月施行の改正民法がどのように影響するのかについても解説され大変参考になりました。

今回の改正民法において特に注意が必要なのは、連帯保証人と敷金についてです。個人の保証人の場合、極度額を定めなければ無効とされることや、敷金とは、「いかなる名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭をいう。」と明記されたことです。又、賃貸住宅契約書作成においては、消費者契約法に基づく特約の有効性に係る司法判断も大変重要になる為、注意を要します。

当センターでは、当事者の話し合いで紛争解決を目指しておりますが、法的に問題ないかを検証し当事者双方の納得の上、合意解決をしています。身近なトラブルの4部門において取り扱っておりますので、お気軽にご相談下さい。

ちょっとひと息 「著作権」

Q 集中管理されていない著作権について、その著作権者の許諾を得るためにはどうすればいいのでしょうか。

A 著作権者の連絡先を探す方法については、特に決められた方法があるわけではありません。

使いたい作品が出版物、CD、映画ソフト、放送番組などで使われている場合は、当該製作者に問い合わせるのが最もわかりやすい方法だと思いますが、その他には、所属の機関(大学、企業、役所など)、関係の権利者団体、著作権者がその道のプロであれば、評論家などの専門家などに照会してみることが考えられます。

Q 著作者が死亡してその遺族が複数いますが、その場合の利用許諾手続はどうすればよいのでしょうか。

A 原則として、複数の遺族全員から了解を得る必要があります(第65条第2項)。

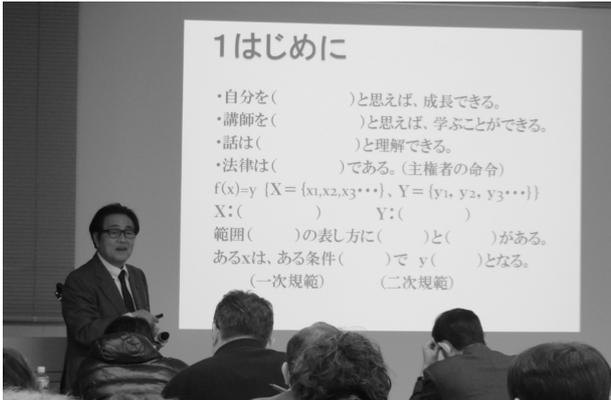
例えば著作権が法定相続され遺族の共有になっている場合は、このような結論になります。しかし、著作者が、遺言でだれか特定の遺族または縁者に著作権を遺贈している場合、遺族間の遺産分割協議により特定の遺族が著作権を単独で相続している場合、複数の遺族が相談して共有著作権の行使について代表者を定めている場合(第65条第4項)なども考えられるので、利用にあたって誰に許諾の手続きをとればよいかよく調べる必要があります。

出典：文化庁HP「著作権Q&A」より

令和元年度第2回新入 会員基礎研修会開催

法務部 山本 嘉和

日時 令和2年2月17日(月)
午前10時～午後5時
場所 愛知県行政書士会館 2F
出席者 35名



会則で研修の受講義務が規定されている新入会員基礎研修会ですが、今年度2回目の研修会を、2月17日35名の会員参加で実施しました。前回は108名という大人数で2会場に分かれての受講でしたが、今回は皆が一つの会議室で受講することができました。前回は大学の大教室の雰囲気、今回はゼミの教室の雰囲気とでも言えば、イメージが沸くでしょうか？講師をされた先生方も、全ての受講者に対してフェイスtoフェイスですので、前回よりも話し易かったとの声がありました。受講者も一言も聞き漏らさないよう真剣に聞き入る姿は、一回目と同じでした。いずれにしても、暖冬とはいえ一年で一番寒い時期に、丸一日かけての受講は大変だったと思いますが、中身の濃い一日を過ごされたのではと思います。

アンケート結果で特に目についたことは、各業務部の研修において、こうしたら成功した、失敗した或いはここは気をつけたいなど、経験豊富な講師の実体験に基づく業務に直結する話が聞け、今後自分の進むべき業務を考えたり、現に行っている業務を遂行する上で、大変勉強になったという声でした。

今年度の新入会員基礎研修会はこれで最後ですが、まだ受講していない会員におかれましては、次年度この研修をなるべく早い段階で受講することが、より実り多い研修になると思います。

法務部全員で、ご参加お待ちしております。

HACCP(ハサップ) 研修会

法人経営部 岩田 祐治

日時 令和2年2月10日(月)
午後2時～4時
場所 愛知県行政書士会館
出席者 110名(他単体会員5名を含む)



食品衛生法の一部改正に伴う、HACCP(ハサップ)導入施設認定制度について、愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課食の安全・安心グループの課長補佐垣添寛和様を講師にお招きして講義を開催いたしました。当日は、飲食店営業許可申請で行政書士の業務として身近であることから多くの方に参加していただきました。

今回の研修では、15年ぶりの法律改正となった食品衛生法と、愛知県HACCPを中心に講義をしていただきました。法律の改正点として直接業務にかかわってくる、HACCPに沿った衛生管理の制度化や、2021年6月から施行される営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設について現行と改正後の比較をしながら説明をしていただきました。また平成15年から運用をしている愛知県HACCP導入認定制度についても制度の概要と、申請に必要な書類と手続きについて説明をしていただきました。

多くの方にご参加いただき、真剣に講義に耳を傾けておられました。県の担当者の方から今後の業務に必要なポイントを重点的に講義をしていただくことができ、業務への一助となる研修会となりました。

第38回「生活お困りごと無料相談会」

広報部 伊藤 直仁

日 時 令和2年1月26日(日)
午前10時～午後3時30分
場 所 ナディアパーク デザインセンタービル3階「デザインホール」



去る1月26日、名古屋自由業団体連絡協議会主催による「生活お困りごと無料相談会」が開催されました。

愛知県行政書士会、愛知県司法書士会、愛知県社会保険労務士会、愛知県土地家屋調査士会、愛知県弁護士会、愛知県不動産鑑定士協会、東海税理士会、名古屋税理士会、日本公認会計士協会東海会及び日本弁理士会東海会の10団体が集まり、のべ100名近い相談員を配し、25ブースを設ける大規模な相談会となりました。

本会からは小柳津えみ副会長、水野悠広報次長、山本篤広報部員、戸加里邦子広報部員、吉川明宏委員及び広報部長の私が参加し、例年通りブースを設営し、相談会に臨みました。

結果は、本会行政書士ブースへの相談は5件（他士業への複数相談含む）と例年より少なめではありましたが、全体としては140件あり、各ブース非常に盛況な相談会となりました。

今後の課題として、行政書士を広く周知し身近に感じてもらえるような活動をするとともに、多種多様な相談への対応がしっかりとできるように自己研鑽に励むことが必要ではないかということを感じた相談会でした。

特定技能制度の実務に関する研修会

国際・私法部 高野 正也

日 時 令和2年2月28日(金)
午後2時～4時30分
場 所 名古屋サンスカイルーム A室
参加者 171名



昨年度に引き続き、今年度も弁護士の山脇康嗣先生をお招きし、特定技能制度の実務について、ご講義いただきました。

感染症流行のため、研修の開催が危ぶまれましたが、近隣県所属の会員を含む171名が会場に集まりました。

研修当日に公表された改正点を含む最新の実務運用、14分野の上乗せ規制及び入管法と労働法の接点について2時間半にわたりご講義いただきました。

最後に、少子高齢化の時代にあって入管業務は行政書士にとってチャンスであるが、相当の覚悟及び知識をもって業務に臨まなくては、損害賠償問題になりかねない。在留資格制度の正確な知識等入管法のみならず、少なくとも技能実習法、労働法令等にも精通することで、外国人受入時だけでなく受入後も関与し続けることができ、業務遂行の在り方が拡充していくとして、講義を締められました。

講義後、講師から、特定技能制度にコンサル業をはじめ様々な業界が参入してきている現状についてお伺いしました。私たち行政書士は、平成元年以来30年以上にわたり入管業務に携わってきておりますが、今後も、専門家として日々研鑽を続けることにより、入管業務に携わる会員が一丸となってこの職域を守っていかねばならないと強く感じました。

交通事故をめぐる法的問題

弁護士 西山 一博

1 交通事故があった場合、自動車を損傷するなどしたことによる物的損害や、怪我などによる人身損害が発生します。

物的損害と人身損害によって、請求権者や責任を負う者などに違いがあります。

2 請求権者

物的損害については、その損傷した自動車などの物の所有権者が請求権者となります。

これに対して、人身損害については、怪我などを負った人が請求権者となります。

夫の自動車を運転中に怪我をした妻が相談に来た場合に、うっかり、その怪我をした妻のみから物的損害と人身損害の依頼を受けてしまうことがあります。自動車の所有者は夫なので、物的損害については夫の依頼を受けなくてはなりません。

3 責任を負う者

自動車を運転していて、自分の過失により、相手の人の自動車を傷つけ、怪我をさせた場合、その物的損害について、その過失のある運転者が責任を負うほか、業務としての運転中の事故であれば、その使用者も責任を負います。

人身損害については、過失のある運転者と業務執行中の場合の使用者のほか、自動車の所有者も原則として責任を負います（運行供用者責任）。

したがって、従業員に自動車を運転させて業務を行わせるのであれば、使用者は責任を負うことになるため、損害保険がかけられているか、特約などにより保険が使えない状況にないか、よく注意する必要があります。

また、他人に自動車を貸す場合、その貸した相手が事故を起こしても、責任を負うことになるため、例えば、家族限定などの制限がないか、年齢制限などにより保険が使えないということはないかをよく注意する必要がありますので、安易に他人に自動車を貸すことはよくありません。

4 物的損害

(1) 修理費

物的損害としては、まず、自動車などの修理費が考えられます。

原則として修理代金相当額が認められるので

すが、その自動車の時価額以上の修理代金となる場合、時価額までしか認められません（経済的全損）。

(2) 代車料

修理期間中の代車料については、代車の必要性があれば認められます。

例えば、70対30の事故の場合であっても、70%にはなるものの、代車料自体が否定されるものではありません。しかし、保険会社は、100対0の事故でない場合、「過失事案なので」と言っていて、「こういう場合には代車料は出ません」と否定することがありますが、これは正しくありません。

(3) 評価損

事故により、いわゆる「事故車」となり、評価額が落ちることがあります。この場合の評価落ちを損害として求められるのかですが、この点については、本体部分への損傷があり、新車登録時から概ね3年以内程度の場合に、修理代金の10%~50%（30%のことが多い）が認められるということが多いのですが、ケース・バイ・ケースなので、個々の事案に応じた検討が必要です。

5 人身損害

(1) 治療費

治療費としては、病院の診察代などが認められますが、医師の指示がある場合などは接骨院などの施術代も認められます。

その認められる期間としては、治癒もしくは症状固定時までとなります。症状固定とは、治癒とならなくとも、症状が良くも悪くもなくなつた状態のことをいい、この場合は、後遺障害として後述する慰謝料や逸失利益を受けるといことになり、治療費としては症状固定時までの支払を請求できることとなります。治癒はまだしも、症状固定に関しては、その時期をめぐって保険会社との間で争いになることは少なくありません。

また、治療費について、健康保険を使う方法、労災での給付による方法、いずれも使わない方法（自由診療）があり、そのうえでかかった治

療費を損害保険会社に支払いを求めることとなります。つまり、健康保険を使ったうえで、その結果かかった治療費について保険会社に支払いを求めることもできるわけです。病院などが損害保険か健康保険かというような二者択一の話をするがありますが、これは正しくありません。健康保険を使えば、使わない場合に比べ治療費は低額になるうえ、通常三割負担ですから、(100対0の事故であれば被害者にとって無関係かもしれませんが、)何割か過失がある場合には、その過失割合分に応じた治療費は、最終的には自己負担となるわけですから、大きな影響があることがあります。さらに、業務中での事故だった場合には、労災の適用があり得るわけで、その場合、労災を申請すれば、自己の過失割合分の治療費を含め、自己負担はありませんので、労災が最もいいということになります。

以上のように、健康保険や労災などを使うべきかどうかは、十分な知識をもった弁護士から適切なアドバイスを受けるべきです。

(2) 休業損害

休業の必要があって、仕事を休み、その結果給料をもらえなかったなどの場合、その分の休業損害が支払われます。有給休暇を消化した結果として給料をもらった場合も、有給休暇を消化した損害があるので、支払いをうけていない場合と同様の休業損害を請求できます。

また、主婦業も仕事ですから、女子平均賃金(日額約1万円)をもとに、休業損害が支払われます。保険会社は、自賠責基準をもとに日額5700円を基準に、さらに本来の支払うべき日数より少ない日数分の提示しかしない場合が多く、示談の際には要注意です。

(3) 傷害慰謝料

治療もしくは症状固定時までの入通院期間に応じた慰謝料が支払われます。

この点、保険会社は自賠責基準や、保険会社独自のいわゆる任意保険基準なる基準などで、本来支払うべき金額より低額の提示しかしない場合が多いです。

示談前に弁護士に相談するなどして、適正額はいくらなのか、確認すべきです。

(4) 後遺障害慰謝料

後遺障害が残った場合、後遺障害等級の認定を受けたうえで、その等級に応じた慰謝料の支

払いを受けることとなります。

後遺障害等級には、1級から14級まであります。

1級から3級は、労働能力喪失率100%というような状況の場合で、いわゆるむち打ち症などの場合は、画像所見のある場合で12級、ない場合で14級となります。ただし、14級は「医学的に説明可能な場合」という抽象的な基準であるため、どのような場合に認められるか必ずしも明確ではない面があります。

(5) 後遺障害逸失利益

後遺障害が残ったことにより、労働能力が減退したことによる逸失利益が支払われることとなりますが、これは、原則として、年収額に各等級ごとに決まっている労働能力喪失率を乗じたうえで、これの労働能力喪失期間分が支払われます。ただし、いわゆる醜状痕といわれる傷跡などによる後遺障害などの場合、労働能力に影響はないとして逸失利益が否定されたり、低い割合になったりすることがあります。

労働能力喪失期間は、症状固定時から67歳まで(67歳を超えている場合、平均余命の半分の期間)となるのですが、むち打ち症などの場合は、5年に制限されるなど、症状によって異なることがあります。

(6) 死亡の場合

お亡くなりになった場合も慰謝料と逸失利益が認められます。

慰謝料は、一家の生計を支えていたか否かなどにより金額が異なります。

逸失利益は、年収額が生活費分を控除したうえで、67歳もしくは平均余命の半分の期間分が認められることとなります。

(5)の場合も同じですが、この労働能力喪失期間を乗じるときには、その年数分を乗じるのではなく、中間利息を控除した数を乗じることとなります。すなわち、一括で支払うものを将来にわたって分割で払えば利息がつくことの裏返しで、将来もらうべきであったものを前倒して一括でもらうことになるので、その利息分を差し引くということになるのです。

6 以上が交通事故をめぐる法的問題の概要ですが、それ以外にも、問題となり得る点が多々あります。

保険会社の提示は必ずしも適正ではなく、十分な知識をもった弁護士に相談するなどして適正な賠償なのか否か確認することが重要です。

自筆遺言の諸問題

元名城大学大学院 法務研究科教授 松倉 耕作

1 自筆証書遺言

本稿では、二つの項目を取り上げる。まず、作成に係わる問題と変更・修正に係わる問題を取り上げ、ついで改正の目玉ともいえるべき「遺言書保管制度」について概要をみておこう。

(1) 作成段階での問題

1) 相続財産目録との一体性の担保

新法は作成要件を明示的に緩和している。すなわち、自筆証書遺言においては、添付されている相続財産目録が自筆証書と「一体のものである」と解釈できるならば、自書が要求されるわけではない（民968条2項前段）。目録の自書要件を外したことが改正前と異なる。

2) 「一体のもの」とは

処分意思を担保する趣旨からの制約である。自書の記載から、処分対象となる財産が特定できれば、たとえば、名古屋市緑区に所有する賃貸アパート甲を長男に相続させる、という記述から、対象財産に紛れが生じないのであれば、遺言として有効である。趣旨において旧法下での判決（最判昭37・5・29家裁月報14-10-1111に同じである）。ただ、遺言者の真意を担保するために、新法では、遺言書のすべての頁に署名・押印を要求する（968条2項）。

「目録」の記述については、①パソコンやスマートフォンを用いてもよく、②上記アパート甲の登記情報を添付しても良いことになった。欠けていれば、前述した甲アパートの処分については無効となるが、旧法ならば遺言無効となったが、新法では遺言書全体が無効となるわけではない。

(2) 遺言内容の変更の問題

968条3項の規定によれば、加除その他の変更・訂正を行うには、遺言者が変更した記載を指示し、かつ変更した旨を付記し、その部分に署名し、変更の記述の部分に押印を要することは、旧法と変わりが無い。この点は、目録の変更についても、同じであ

る。

2 遺言書の保管制度

(1) 関係する法律

「法務局における遺言書保管等に関する法律」（以下「法」と略記）が整備された（2020年7月10日施行）。上記の遺言書保管法では、968条による自筆遺言書の保管およびその管理に関する必要な事項とその取り扱い方法を定めている（法1条参照）。

1) 旧法のもとでの遺言の保管

今日でも、自宅で遺言書を保管している家庭が少なくないと思われるが、金庫にでも保管するのではない限り、他人による偽造や変造等の危険がある。

それでは、偽造や変造を避けるために、どのような方法があるのでしょうか。自宅外での遺言書の保管として頭に浮かぶ通常の例としては弁護士や行政書士に保管を依頼する方法が考えられる。その場合の費用は、契約自由により当事者間の話し合いによる。これらに保管と遺言執行者をも追加して依頼すれば、費用がかさむことも予測できる。

他方、公的機関での保管等の依頼としては、公正証書遺言を行うというのが、典型例である。公正証書遺言を用いる方法は、その遺言書が偽造・変造される虞などが無いし、形式において無効となりにくいという長所がある。他面、遺言の内容にもよるが10万円程度の費用と2人証人を見つけにくい人いれば、遺言内容が証人などに知られてしまうという欠点もある。（方式につき969条を参照）。

2) 遺言信託

おもに大手の信託銀行では、遺言の作成の相談をはじめ、「遺言書の保管」から遺言執行まで、相続人関する手続きを引き受ける「遺言信託」が行われている。これに頼る遺言者も増加しているともいわれている。

(2) 法律内容の詳細

遺言書保管制度ができたことにより、遺言書の偽

装、変造、隠匿の危険がなくなるという大きなメリットがある。また、相続人などの家族からすれば、遺言の内容を確認できるというメリットがある。他面、遺言者が遺言が保管されていることを家族に伝えていないと、遺言の存在が知られないという危惧もなくはない。

(1) 関係する法律

「法務局における遺言書保管等に関する法律」(以下「法」と略記)が整備された(2020年7月10日施行)で、その内容が定められている。上記の遺言書保管法では、968条による自筆遺言書の保管およびその管理に関する必要な事項とその取り扱い方法を定めている(法1条参照)。このような保管方法が、前述した従前から保管方法に加えて、整備・制定されたのである。

いまま少し詳細に概略を補足しておこう。

1) 遺言書保管の申請

上記の遺言書保管法では、民法968条による自筆遺言書の保管およびその情報の管理に関する必要な事項と、その遺言書の取り扱いに関して特別な方法を定めている(法1条参照)。すなわち、保管の対象となるのは、自筆証書遺言に係わる遺言書のみである(法1条)。

では、保管の申請はどのように行うのか。まず、保管に関する事務を担当するのは、法務大臣の指定する法務局(遺言書保管所)において、遺言書保管官として指定された法務事務官が(事務を)担当する(法2条、3条)。保管の申請を行う遺言書は、封のされていない(無封の)遺言であることを要し、法務省令で定める要式(別途定められる予定である)に従って作成されたものでなければならない(法4条2項)。

申請の相手はどうか。遺言者の住所地もしくは本籍地又は遺言者が所有する不動産の所在地管轄する遺言書保管所の遺言書保管に対して、保管の申請を行う(法4条3項)。

申請するにあたっては、遺言者が遺言保管所に自ら出頭しなければならない(法4条6項)。

ついで申請があれば、遺言書保管官は、申請人の本人確認を行う(法4条6項、5条)。遺言書に添え

て、下記の事項を記載した申請書を、遺言書保管官に提出しなければならない(法4条4項を参照)。

①遺言書に記載されている作成の年月日、

②遺言者の氏名、出生の年月日、住所及び本籍(外国人の場合は国籍)、

③遺言書に受遺者や指定された遺言執行者(民1006条1項)の記載があるときは、その者の氏名、又はまたは名称及び住所、

④上記③に掲げるもののほか、法務省令で定める事項。

⑤申請書には、上記の②に掲げる事項を証明する書類その他法務省令で定める書類を添付することを要する。

2) 保管所での手続

申請があれば、遺言書保管官は、申請人の本人確認を行う(法4条6項、5条)。本人確認は、氏名その他の法務省令で定める事項を示す書類の提示で行われる。書類の提示が通例であろうが、法文上は、「又は、これらの事項についての説明を求めるものとする」(法5条)とあるから、口頭の説明で足りる場合も想定されているようである。

3) 遺言所の保管と情報の管理

遺言書の保管が申請されれば、遺言書保管官は、遺言書保管所の所定の施設において遺言書の原本を保管し、かつその画像と保管される遺言書に係わる情報を管理する(法6条1項、7条1項)。

情報の処理については、磁気ディスクなどをもって調整する遺言書保管ファイルに、7条2項に掲げる事項を記録するという方法で処理をする。

4) 遺言書の閲覧及び保管申請の撤回

遺言者は、保管されている遺言書について、遺言書の閲覧を請求することができる。また、保管の撤回申請をすることができる。(法6条、8条)。そのさいには、その旨を記載した撤回書に法務省令で定める書類を添付して、遺言所保管官に提出しなければならない。撤回の場合にも、自ら出頭することを要する(法8条2項・3項)。

閲覧の請求を行おうとする遺言者は、その旨を記載した(閲覧)請求書に法務省令で定める書類を添付して、遺言書保管官に提出しなければならない(法

6条3項)。

撤回が申請されたときは、遅滞なく、当該遺言者に6条1項の規定により保管している遺言書を返還するとともに、遺言書に係わる情報が消去される(法8条4項)。

ちなみに、遺言書の閲覧は遺言者のみが行うことができ、遺言者が生存している間は、遺言者以外の第三者は閲覧などを請求することができない。

5) 遺言書保管事実証明書の交付請求

特定の死亡している者について、相続人・受遺者である者は、関係する遺言書が、遺言書保管書に保管されているかどうかを証明する書面(遺言書保管事実証明書)の交付を請求することができる(法10条)。さらに、相続人・受遺者は、遺言者の死亡後に、遺言書の画像情報などを記した証明書(遺言書情報証明書)の交付を請求ことができ、さらに遺言書原本の閲覧を請求することができる(法9条)。

遺言書保管官は、遺言情報証明書を交付したとき、又は相続人・受遺者などに遺言書の原本の閲覧をさせたときは、速やかに、関係する遺言書を保管している旨を、遺言者・受遺者に及び遺言執行者に通知しなければならない(法9条5項)。

6) 検認の除外等と手数料

遺言書の保管所に保管されている遺言書については、遺言書の検認(民1004条1項)の規定は、適用されない(法11条)。遺言保管所に保管されている遺言書及び遺言書保管ファイルについては、行政機関の保有する情報公開に関する法律の規定は適用されない(法14条、15条)。

上述した遺言の保管を申請、閲覧請求、遺言書情報証明書、又は交付を請求する者は、手数料を納めなければならない。その額は、政令で定められることになっている(法12条)。1万円以下の手数料かと予測されている。

(本稿、おわり)。

参考資料

- ①本稿 連載の初めの号に記した文献を参照されたい。
- ②「遺言保管法」については、法務省のホームページを参照して下さい。



①業務の経験

平成29年から令和元年の直近三ケ年において、何らかの業務経験を有していること。

②相談員の経験

当会、所属支部、行政庁その他の活動において、相談員経験を有していること。

③当会等での活動経験

当会、所属支部の事業活動に運営参加した経験をいい、その内容については問いません。

3) 所属支部の支部長から推薦が受けられること

4) 必要書類の提出及び面接が受けられること

※ 以下必要書類（[愛知県行政書士会ホームページ内会員ページからダウンロードしてください](#)）を愛知県行政書士会宛郵送または持参してご提出ください。

①応募用紙及び誓約書 ②活動経験報告書 ③相談員経験報告書 ④推薦状 ⑤対応可能業務一覧表

5) 応募時点において、行政書士法第14条に基づく処分又は愛知県行政書士会会則第37条の処分を受けていないこと

6) 愛知県行政書士会会則及び愛知県行政書士会規則に違反していないこと

7) 本会が用意した誓約を遵守できること

4 活動内容（令和2年度実施予定）

1) 本会常設無料相談会

2) 行政書士制度広報月間に伴う電話無料相談会

3) 名古屋自由業団体連絡協議会主催の各種イベント

4) 総務省中部管区行政評価局主催の各種相談会

5) その他広報活動の内、無料相談会等に関する活動

5 委嘱までの流れ（予定）

1) 応募期間 5月1日（金）から5月31日（日）（消印有効）

2) 書類審査 6月1日（月）から6月5日（金）

3) 面接審査 6月12日（金）午後もしくは6月16日（火）午後（予定）

※ 面接日については、書類審査後に結果と併せてご案内いたします。

4) 理事会（理事会の承認を経て決定します。） 7月中

5) 常設無料相談員全体会議案内 8月中

6) 常設無料相談員全体会議（委嘱状を交付します。） 9月中（参加必須）

7) 活動開始 10月1日（木）から

6 その他

1) 各種相談は基本的に事前予約制のため、相談概要、時間等は予め確認した上で当日の対応をお願いすることになります。但し、相談者が当日直接電話し又は来館する場合があります。

2) A種及びB種の会員が、2名のチームを編成し相談対応を行います。相談者多数の場合などA種1名にて対応する場合があります。

3) 各チームで対応した相談案件は常設無料相談会委員長又は同副委員長へ報告書を提出し、委員長又は副委員長は集計した上で広報部へ報告集計書等を提出します。

4) 相談者から会員の紹介若しくは担当チームへ業務委任の意思が発せられた場合、原則各支部長を経由し会員を紹介するものとします。

5) 相談者から業務を直接委任することは不可とします。

6) 常設無料相談員及び補助要員という名称を個人事務所の広告、名刺等へ掲載する事は不可とします。

愛知県行政書士会ホームページ内会員ページへのログインに関するお知らせ

愛知県行政書士会ホームページ内会員ページをご利用するためには、登録が必要になります。登録がお済みでない会員の方々は、ログイン画面より手続きをお願いいたします。

なお、これまでに登録完了まで至っていない会員の方々も、再度登録手続きが可能になりましたので、手続きをしていただきますようお願いいたします。

広報部

日行連発第1620号
令和2年3月18日

各単位会長様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
登録委員会
委員長 金沢 和則

行政書士法人の各種届出について

日頃より登録事務処理について、格別のご配慮を賜り御礼申し上げます。

標記の件について、行政書士法人に係る各種届出は行政書士法及び本会会則で当該事項が発生した日から2週間以内に本会へ届出ることが定められております。

昨今、この規定に関して遵守していない行政書士法人の届出が散見されており、本会の登録事務処理においても苦慮しているところです。特に、行政書士法人の名簿登載事項変更届に関しては、本来、2週間以内に発生した変更事項が複数件あった場合、1度に届出ることができますが、それぞれの変更事項の発生時期が2週間を超えているものについては、都度、届出の必要があります。本会としても、現状を鑑みより徹底を強化していく所存です。

つきましては、各単位会におかれましても行政書士法人の届出に関して、今一度、適正な届出を行うよう更なる指導の徹底に、ご理解ご協力を賜りますよう、何卒よろしくようお願い申し上げます。

以上



研修会動画一覧

ライブ러리研修：会館にて視聴していただきます。次頁のライブ러리研修申込書によりお申込みください。

オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】 - 【ライブ러리】 - 【研修会ライブ러리】にて各自で視聴してください。

(令和2年3月25日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブ러리 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
1	総務部	525	H28. 2. 23	行政書士制度65周年記念講演	○	○
2	企画情報部	534	H29. 8. 28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第2部 戸籍の見方・相続関係図の書き方	○	○
3		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	○
4		539	H30. 2. 22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○
5		546	H30.12. 6	被災者支援に関する研修会	○	○
6		建設環境部	530	H28. 8. 31	愛知県の平成28年度廃棄物行政について 第1部 産業廃棄物関係の許認可手続き等について 第2部 産業廃棄物の監視業務について	○
7	531		H28. 9. 27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	○	×
8	555		R 1. 9. 26	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○
9	運輸交通部	551	H29. 1. 23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○	○
10	国際・私法部	420	H24. 2. 25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	○
11		467	H25. 2. 13	国際業務初心者向け研修会 （初心者のための在留資格認定証明書交付申請）	○	○
12		480	H25.10.31	国際業務初心者向け研修会（初心者向け実務のポイント）	○	○
13		486	H26. 2. 21	国際業務部門 帰化・相続手続きにおける韓国除籍等収集方法と見方	○	○
14		488	H26. 3. 17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	○
15		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	○
16		509	H26.12.25	はじめての国際法1	○	○
17		510	H27. 2. 18	はじめての国際法2	○	○
18		517	H27.11.24	出入国管理行政と日本型移民国家構想	○	○
19		521	H28. 1. 28	初心者向け研修会（在留資格認定申請書の書き方）	○	○
20		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	○
21		528	H28. 4. 25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	○
22		536	H29.11.16	国際業務部門研修会 ①国家戦略特区（外国人創業活動促進事業）について ②在留資格「経営・管理」のポイント	○	○
23		539	H30. 2. 22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	○
24		540	H30. 2. 27	技能実習法の実務についての研修会（法人経営部と合同）	○	○
25	542	H30. 3. 19	国際業務初心者向け研修会 （永住許可申請について、パスポートの見方）	○	○	

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブ러리 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
26	国際・私法部	547	H31. 2.21	国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○	○
27		549	H31. 3. 8	在留資格「特定技能」に関する研修会	○	○
28		554	R 1. 9. 9	債権各論 契約に関する研修会	○	○
29		558	R 1.11.18	国際私法に関する研修会	○	○
30		563	R 2. 1.22	国際・私法部業務研修会	○	○
31		562	R 2. 2.28	特定技能に関する研修会	○	○
32	土地利用部	516	H27. 9.24	尾張建設事務所建築課管内における市街化調整区域内の都市計画法第34条第1号「公益上必要な建築物及び日常生活のための必要な店舗等」、愛知県開発審査会基準第1号「農家の二・三男が分家する場合の住宅等」の運用を中心とする開発実務について	○	○
33		523	H28. 1.27	行政書士の土地利用業務について	○	○
34		527	H28. 3.24	開発許可（都市計画法）と農地転用の話	○	○
35		532	H28. 9.26	行政書士の土地利用業務の基礎知識	○	○
36		533	H29. 8.25	行政書士の土地利用業務の基礎知識 ～行政書士ができる空き家対策～	○	○
37		538	H30. 1.31	愛知県開発審査会基準第1号、第7号の運用及び申請について	○	○
38		544	H30. 9.14	土地利用業務の基礎知識	○	○
39		545	H30.11.30	雨水浸透阻害行為許可に関する研修会	○	○
40		548	H31. 3. 4	都市計画法に関する研修会	○	○
41		550	H31. 3.18	農地法許可に関する初心者向け業務研修会	○	○
42		552	R 1. 8.26	初心者向け土地利用業務研修会	○	○
43		559	R 1.11.22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準（主に第16号）について	○	○
44		565	R 2. 2.14	農地法許可の審査基準についての研修会	○	○
45		法人経営部	425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○
46	445		H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	○
47	511		H27. 2.12	医療法人の設立について	○	×
48	540		H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○
49	541		H30. 3.16	オーファンワークスについての研修会 ～著作権業務の可能性～	○	○
50	564		R 2. 2.10	HACCP研修会	○	×

ライブラリ研修申込書				
愛知県行政書士会会長 殿			令和	年 月 日
申込者	氏名			
	支部	支部	事務所TEL・FAX	
	会員番号	TEL ()		—
	メールアドレス	FAX ()		—
下記のとおり、研修会視聴を申込みます。				
視聴希望日時	番号	研修開催日	内 容	備考
(例) 令和〇年〇月〇日▽時	531	平成28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について (入門編)	

誓約事項

1. お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館会議室
視聴時間	10時から17時まで (受付時間10時～12時、13時～15時)
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の7日前までにFAX (052-932-3647) にて申込みください。 (視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります)
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1. 視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。 2. 視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。 3. 館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。 4. 視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡いたします。

※愛知会ホームページ<http://www.aichi-gyosei.or.jp/>の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド可能な研修会もごございますのでご利用ください。

会受領印欄	
-------	--

業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について

開催日 毎月第4木曜日

時 間 午後1時30分

【産廃（収運）業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について

開催日 毎月第4木曜日

時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録（車庫証明含む）について

運輸交通部

開催日 毎月第1水曜日

時 間 午後1時30分

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 国際業務・私法業務について

国際・私法部

開催日 毎月第2水曜日

時 間 午後2時30分から一人50分程度

※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について

土地利用部

開催日 毎月第2水曜日

時 間 午後1時30分から4時まで

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

初心者向け書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）に限定

法人経営部

開催日 5月13日(水)、6月3日(水)

時 間 午後2時から4時まで

※初心者対象

令和2年5月1日

会 員 各 位

建設環境部
運輸交通部
国際・私法部
土地利用部
法人経営部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際・私法部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請・株式会社設立(法人登記以外)に限定】

支 部		会 員 番 号	
氏 名			
開 催 日	月 日 ()	電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的に お書き ください。)			

愛知県行政書士会 F A X 052-932-3647

会員訪問記



知多支部：権田 泰一会員

会報委員 間瀬 洋平



今回の会員訪問記では、知多支部所属の権田泰一会員の事務所を訪問させていただきました。

大変歴史のある事務所で、創業をおたずねしたところ、大正13年4月11日付の「出願代書営業の趣を許可す」という警察の許可が創業ではないかとのことでした。権田会員は三代目の事務所長であり、地域の身近な法律家として先々代から長きにわたりご尽力されてこられました。

また、権田会員は数々の本会役員・支部役員を歴任されており、愛知県行政書士会の発展にも尽力されてこられました。それらの功績が認められ平成28年には総務大臣表彰も受賞されております。

多忙な業務と、行政書士会役員事務を並行して行っていくことは大変であるが、役員事務を行うことで色々な人に出会えることが楽しみだとおっしゃいました。

色々な人に会って話をすることで、色々なものの見方、考え方に触れられる機会が増えることが役員のおもしろさだと付け加えられました。

権田会員は、現在、相続・遺言関係の業務を中心に取り組まれております。業務を行う上で特に気を付けておられることは「相談者に必ず会って話を聴くこと」とのことです。電話やメールだと、依頼者はどうしても金額のところだけにとらわれがちになってしまいますが、対面して話をすることで、依頼者が本当に必要としているもの、また最善の選択肢を提示できる可能性が高まるとおっしゃいました。

依頼が重なるときは深夜まで業務に追われることもあるそうですが、依頼者には会う時間は必ず作る

そうです。業務への情熱と、依頼者に寄り添うまごころを感じました。

今後気になる業務をお伺いしたところ、行政書士の業務となるかはわからないが、と前置きした上で「信託」とおっしゃいました。相続関係の業務を多く取り扱う中、まだ若い未成年やハンディキャップを持つ家族の将来を案じて相談に来られる方もおられるそうです。

既存の信託業者はありますが、相談者の経済的負担や既存業者のサービスを見ていると、行政書士が身近な街の法律家として、より相談者の意向に沿ったサービスを提供できる可能性があるのではないかと、考えておられるとのことでした。

事務所に先代が掲げられた「まじめであれ」という書のとおり誠実なお人柄で、依頼者に親身に寄り添うことはもちろんですが、それは会員に対しても例外ではありません。私が行政書士会入会翌月の賀詞交歓会に参加したとき、知り合いゼロで1人ポツンと立っていたとき「君、新人かい？」と話しかけて頂き、その日は様々な分野に特化した専門の会員をたくさん紹介して頂いたことをはっきりと覚えております。

最後に新人の会員の方へのアドバイスをお願い致しましたところ「色々な所に行った方が良い」とおっしゃいました。

行政書士会では各種研修会や交流会などが開催され、会員同士が会う機会が多くあります。どの会員がどんな業務が得意なのかを知っておいて、実際に依頼が来たときに先輩会員に教えてもらいに行けばよい。そうやって興味のある業務を繰り返し完遂することで、自分の興味のある分野に特化した行政書士になっていけるはずだ。互いに教えあえることが、多種多様な専門分野を持つ個の集団である行政書士会の良いところであるとおっしゃいました。

この度は会員訪問を快く受けいただき誠にありがとうございました。会員訪問の取材のためにお邪魔したはずなのに、いつの間にか私の業務相談へと脱線ばかりしてしまいました。今後も4代目とともに益々のご健勝を心より祈念いたします。

支部だより

一宮
支部

賀詞交歓会

会報委員 奥 智子

日時 令和2年1月25日(土)
午後6時～9時
場所 一宮市『御料理かくこ』
人数 32名



令和になって最初の一宮支部新年賀詞交歓会を令和2年1月25日(土)、一宮市内にある『御料理かくこ』さんにて行いました。

当日はベテランの先生方から新入会員の先生方まで総勢32名の所属会員が参加し、岩田祐治副支部長の挨拶に始まり、所属会員の皆さんと新しい年を迎え入れたことを喜び合い、お料理は和食・割烹料理を美味しく頂きました。

また日頃は業務多忙で、会員同士がなかなか交流や情報交換が行えないため、この機会を通じて親睦を深めたり、業務における生の声を聞かせて頂く絶好の場となりました。

また令和という新しい時代を乗り越えるため、支部としての取り組みや熱い意見を拝聴し、今後の運営の参考となる貴重意見を頂き、会は盛会に終わりました。

今年も支部及び会員一人ひとりが幸せで飛躍・発展できる年となることを誓い合いました。

碧海
支部

研修会及び新年会

会報委員 磯部 千恵

日時 令和2年1月30日(木)
研修会 午後3時30分～5時30分
新年会 午後6時～8時
場所 研修会 刈谷市総合文化センター内
中央学習センター4階 402研修室
新年会 居酒屋ひふみ
講師 野村 篤司会員 (碧海支部)



1月30日木曜日に、刈谷市総合文化センター内中央学習センターにて、当支部の野村篤司会員を講師として、「外国人在留資格特定技能の実務・外国人マーケット集客について」をテーマに、研修会を開催しました。他支部から参加した会員も多く、関心の高いテーマであることを再認識しました。

前半では、新しい在留資格「特定技能」申請実務についてをメインに、後半では、登録支援機関についてや、外国人マーケットの集客について話していただきました。

研修会終了後は、居酒屋ひふみに移動して新年会が行われました。今回は研修会に続き他支部からの参加も多くあり、情報交換をして交流を深めることができ、大変充実した新年会となりました。

岡崎
支部

『産業廃棄物収集運搬業許可業務についての研修会』

岡崎支部 米村 篤史

日時 令和2年1月23日(木)
午後2時～4時

場所 岡崎市図書館交流プラザ りぶら 103

講師 米村 篤史会員 (岡崎支部)

出席者 10名



今回の研修会は「産業廃棄物収集運搬業許可業務(新規申請)」について行いました。

許可関係の研修会では許可要件を「人」「モノ」「金」と簡単に言う事が多いですが、具体的に「それ」は何なのか、「その」の要件を相談者が満たしているのかを面談時簡潔に説明し、申請出来そうなのかを判断が出来なければ、相談を依頼に効率良く発展させる事は出来ません。

今回の研修会では許可要件は当然、初回面談で確認すべき事と注意点に重点を置きました。更に通常の研修では触れることが少ない、許可申請の必須要件になっている産廃講習会の内容と“積替保管施設”や“マニフェスト”についても予備知識として説明を行いました。

登録年数の浅い会員は、研修会に行けば業務が扱える様になるのではと思います、様々な研修会を「はしご」する場合がありますが、実際には「百聞は一見に如かず」に近い状態ではないかと思えます。実際に申請する場面まで到達し、経験しないと会員の知識や技能の取得は難しいのではと思います。「収集運搬の許可を取りたい」と問い合わせが飛び込んで来た時に、今回の研修が少しでも相談者を安心させ、相談を依頼に発展出来る知識の足しになれば幸いと存じます。

中央
支部

令和元年度第4回建設環境業務部会研修会

中央支部 入山 康彦

日時 令和2年1月24日(金)
午後6時～8時

場所 愛知県行政書士会館 3階会議室

講師 種井 亮会員 (東三支部)

テーマ 『産業廃棄物収集運搬業の基礎について』

出席者 12名



新年を迎え令和2年になり最初の中央支部第4回建設環境業務部会研修会は、東三支部の種井亮会員をお招きして、テーマを「産業廃棄物収集運搬業の基礎について」とし、産業廃棄物収集運搬業について、種井会員のベテランで経験も豊富な知識から初心者にも大変わかりやすく、基礎知識の習得を初め、実務にもわかり講義していただきました。講義の前半では産業廃棄物や収集運搬業の基礎知識について、資料を使用して詳細でわかり易く解説をしていただきました。また、後半は産業廃棄物収集運搬業許可申請書を作成するときの要点を、実際に申請書の作成を通して実践的に教えていただきました。

「産業廃棄物収集運搬業」は、建設業者にとって密接に関係している業務のひとつと考えます。そのため建設業許可と合わせて、この許可申請についても日頃からしっかりと知識武装しておく事が重要です。

申請書類も多く、要件等も注意するポイントが多岐にわたるため、今回のような初心者にわかりやすくまた実務のベテランも知識の整理をするという意味では、大変有意義な講義でした。次回もまた、各会員の継続的な知識をよりステップアップできるような内容の講義を企画し、行政書士としての業務に資することができればと強く思います。

東名
支部

第4回国際私法部 研修会

会報委員 服部 弘美

日時 令和2年1月24日(金)
午後4時～6時
場所 尾張旭市中央公民館
勤労青少年ホーム101A会議室
講師 神谷 昌良会員（東名支部）
テーマ 『契約書作成の基礎』
出席者 12名



東名支部国際私法部主催の研修会が1月24日(金)に開催され、12名の支部会員が参加しました。

研修会講師は、当支部の国際私法部部长の神谷昌良会員が務められ、テーマは『契約書作成の基礎』でした。

講義ではまず、「契約書とは」という内容で、契約自由の原則、契約自由の限界など契約書作成の基本を学びました。続いて、契約トラブルを防ぐために盛り込むべき条項、記載してはならない有害無益な条項等を資料の具体例や神谷会員ご自身の経験を元にご説明頂きました。その他、意外に忘れがちな「法律で決まっている期間の計算法」なども学ぶことができ大変参考になりました。

講義後半では、実際に神谷会員が実務で使用されている契約書を用いてご講義頂き、中でも産業廃棄物収集運搬業の申請時に用いる「自動車賃貸契約書」は大変勉強になりました。法人申請の際に車検証の名前が個人名になっているケースなどに使用されているという事で、今後の業務の際に参考にさせていただきます。

講義終盤は自由に質問をすることができ、契約書以外の質問等にも快くご回答いただきました。終始和やかな雰囲気の中、大変充実した研修会でした。

東名
支部

ボーリング大会と 新年会

会報委員 服部 弘美

日時 令和2年1月25日(土)
午後4時30分～8時30分
場所 東名ボール、木曽路瀬戸店
出席者 ボーリング14名、新年会28名



東名支部のボーリング大会と新年会が、1月25日(土)に行われ、ボーリングに14名、新年会に28名の支部会員が参加しました。

毎年恒例となった東名支部ボーリング大会。今年は、本会よりご来賓としてお越し頂きました前田望会長にもご参加頂きました。前田会長による始球式は見事なストライク！これにより士気も高まり、ハイレベルな戦いが繰り広げられました。

ボーリングの後は、木曽路での新年会へと場所を移しました。相馬保宏支部長と、引き続きご参加頂きました前田会長に新年のご挨拶を頂いた後、河本清孝会員の乾杯を合図に新年会は始まりました。

コースはしゃぶしゃぶを中心に、先付けやお造り、締めにはきしめんが出され、どのテーブルもお腹いっぱいにお酒とお料理を楽しんでいました。

新年会の途中では、ボーリング大会の結果発表が行われました。優勝は子安幸代会員、準優勝が小河英仁会員、3位が岩永亨会員でした。入賞者と参加者全員に豪華な景品が配られ、発表される度に大変盛り上がりました。

今年も新年会には多くの会員がご参加下さり、それぞれ近況報告や新年の抱負などを語り合い、楽しい時間を過ごしました。

2時間ほどの新年会もあっという間に過ぎ、最後は子安幸代会員の一本締めにて散会となりました。

中央
支部令和元年度第2回国際
私法業務部会研修会

中央支部 小林 幸弓

日 時 令和2年2月5日(水)
午後6時～8時

場 所 愛知県行政書士会館 3階大会議室

講 師 蓬田 悦子会員 (中央支部)

テーマ 『中国国籍者を中心とした初心者向け入管
業務』

出席者 26名



令和元年度第2回国際私法業務部会の研修会は、中央支部の蓬田悦子会員により『中国国籍者を中心とした初心者向け入管業務』をテーマに講義をしていただきました。

今回の研修は、初心者向けということもあり、新入会員や入管業務未経験の方にも多く参加いただきました。

初めにビザと在留資格の違い、続いて行政書士が相談を受けやすい在留資格の種類について具体例を挙げながら説明がありました。例として、中華料理店で働く方(コック・レジ・オーナーなど)の在留資格の可能性を参加者全員で考えながら在留資格のポイントを確認しました。

後半には、行政書士として確認が必要となる中国の戸籍や居民身分証について、中国の社会的な背景なども含めて解説いただきました。居民身分証の公民身分番号の見方、偽装でないことを確認するための計算式を教わり、参加者で例題を解きました。

中国国籍者を中心に活躍されている蓬田会員の豊富な経験談はとても参考になり、質疑応答も活発に行われました。参加者自身で考えたり計算したりすることで一層理解が深まり、大変有意義な研修会となりました。

東三
支部令和元年度 法人経営運輸
交通部会 第2回研修会

会報委員 鈴木 愛理沙

日 時 令和2年2月6日(木)
午後2時～4時30分

場 所 カリオンビル 4階 中会議室

講 師 井野 隆生会員 (東三支部)

テーマ 『許認可手続に関連する消防法の基礎講座』
出席者 18名

今回の法人経営運輸交通部会では、元消防職員で、現在は一般財団法人愛知県消防設備安全協会の点検推進指導員として活動をしてみえる、東三支部の井野隆生会員を講師にお迎えし、許認可手続に関連する消防法の基礎知識についてお話いただきました。

昨今の日本では、糸魚川市大規模火災や埼玉県巨大倉庫の火災にはじまり、京アニ事件、首里城など、人身および建築物に甚大な被害のを及ぼす火災が数多く発生し、その耐火構造や消防設備の基準の在り方が注目されてきました。

そんな中、当研修では、平成30年に改正令和元年6月に施行された建築基準法と消防法の関係を軸に、ビルのモデル事例を用いて、その建築物の確認申請に係る項目判定から収容人数、必要となる消防設備基準などを学びました。

特に法改正にあたっての注意点として、小規模建物の特殊建築物への用途変更が大きな工事も確認申請もなく行えるようになったことにより建築基準法上は規制の緩和がなされているものの、用途規制や避難・排煙については遡及対応や用途地域の規制がある事、消防法等の関係規程については従前のままなので用途変更による消防用設備が必要になることが挙げられました。

研修の途中には消防用設備として動画による緩降機の使いかたの紹介もあり、いざという時に有効に適切に使用できるよう、これら消防用設備の使用手順を知っておくことが肝心だと感じました。

今回の研修では、井野会員のご厚意で、出席者全員に一般財団法人愛知県消防設備安全協会のLED付きキーホルダーとシャープペンシルが配られました。

井野会員、有意義なご講義そして素敵なお土産をどうもありがとうございました。

東名
支部

第5回土地利用部 研修会

会報委員 服部 弘美

日時 令和2年2月8日(土)
午後3時30分～5時30分
場所 尾張旭市中央公民館
勤労青少年ホーム101A会議室
講師 日比野 慎会員（東名支部）
テーマ 『開発審査会基準第17号（既存の宅地にお
ける開発行為又は建築行為等）』
出席者 16名



東名支部土地利用部主催の研修会が2月8日(土)に開催され、16名の支部会員が参加しました。

研修会の講師は、当支部の土地利用部部長の日比野慎会員が務められました。

今回のテーマは「既存の宅地における建築行為」で、線引き（市街化調整区域指定）前から建っていた建築物（倉庫）を建築確認申請により、適法に倉庫として建て替えられた場合の事例をもとにご講義頂きました。

前半は、依頼者から相談があった際の事前調査及び確認・注意事項等、後半は建築許可申請書の作成実務についてご説明頂きました。

今回の研修会は高度な内容でしたが、初めて業務を行う会員でも手続きが行えるようにと、申請に必要な書類の作成例一式を配布して下さり、書類作成時のポイント、注意点などを交えて教えて頂きました。

講義後に設けられた質疑応答の時間においても、多数の質問や意見交換がなされ、大変有意義な研修会となりました。

尾張
支部

研修会

尾張支部 河津 真子

日時 令和2年2月14日(金)
午後5時～7時
場所 スペースパレット
講師 プルデンシャル生命株式会社
名古屋第二支社 三浦 一孝氏
テーマ 『相続対策における生命保険活用と生命保
険信託について』
出席者 25名



尾張支部では、2月の研修会として「相続対策における生命保険活用と生命保険信託」と題し、プルデンシャル生命株式会社の三浦一孝氏にお話をいただきました。

研修では、生命保険の基本的な説明・法律の取り扱いなどをお話いただき、様々な資料をもとに具体的にどのように生命保険を利用すると節税効果が高いのか、契約形態の違いによる課税の違いなど、実践的なお話も聞くことができました。

講義の後半は、生命保険信託についてご説明いただきました。今後、生命保険信託も保険金という財産を遺すための一つの方法として、定着するのではないかと感じました。

講師の経験を交えたとてもわかりやすい講義内容で、相続業務に携わる会員にとって、大変有意義な内容であったと思います。

研修後、会場を移し懇親会が開催され、講師の三浦一孝氏にも参加して頂き大変賑やかな懇親会になりました。会員同士、料理とお酒を楽しみながら親睦を深めることができ、大変有意義な支部研修会となりました。

名古屋
支部

支部常設無料相談 会（2月・3月）

会報委員 金丸 洋

日時 令和2年2月18日(火)
午後1時～4時

場所 中村生涯学習センター1階ロビー
相談員 山本 有哲会員、原田 泰輔会員、
廣瀬 亮一会員、大森 照和会員



名古屋支部では、毎月第3火曜日に無料相談会を実施しています。

相談内容は相続に関することが多いようです。2月の相談件数は二件あり、いずれも「相続」に関するものでした。“配偶者居住権について”の相談がありました。二件目の相談では“公正証書遺言について”の問い合わせもありました。

2月の相談のうち広報なごやで、この相談会を知ったという方がいらっしゃいました。相談件数は新型コロナウイルスの影響もあり、普段より少なくなりました。

なお三月に予定されていましたが無料相談会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。このたびの新型コロナウイルスに罹患された皆様と、感染拡大により生活に影響を受けている地域の皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

豊田
支部

法人経営部研修会

会報委員 工藤 真由美

日時 令和2年2月20日(木)
午後1時30分～2時50分

場所 豊田市役所 元城庁舎西棟
講師 豊田市役所職員



第一部 法人経営部の研修はテーマとして、「定住促進に関する概要の説明と窓口での事例紹介対応方法」について、豊田市役所の企画課、定住促進課、地域支援課、農政課の方々4名に講義をしていただきました。

“第3次豊田市住宅マスタープラン”の概要や山村地域等で田舎暮らしの支援を行っている「空き家情報バンク」のご説明があり、空き家対策として、10年ほど前から他の地域に先駆けて取り組んでおり、特に市内中心部在住の方が田舎暮らしを始められる方が多く、ホームページ上に実際の物件も掲載し、物件を指定して内覧されるとのことでした。

豊田市という山村地域には、旭、足助、稲武、小原、下山地区があり、こういった地域では規制された土地も多く、住宅地の確保がしづらいことから、定住化を促進するために居住促進地区を設定や山村地域の居住促進地区を対象に農振除外審査の緩和を行い、相談窓口も開設しているということでしたので、市民及び行政書士の立場として、こういった支援があるということを念頭にお知らせや業務に活かしていきたいと思いました。

豊田
支部

土地利用部研修会

会報委員 工藤 真由美

日時 令和2年2月20日(木)

午後3時～4時30分

場所 豊田市役所 元城庁舎西棟

講師 豊田市役所職員



第二部 土地利用部での研修は、「道路及び崖」をテーマとして、豊田市役所建築相談課から2名の職員が来てくださり、建築基準法道路の事、確認申請書（工作物）、崖の条例、擁壁の設置設計等について講義をしていただきました。

建築基準法道路42条についても詳しくご説明いただき、普段の業務で道路について悩まされる事があるので、大変勉強になりました。

そして、最後の質疑応答では、会員の方々から次々と質問が飛び出し、各現場によって様々な問題・疑問が発生している事が分かり、皆様同じ気持ちなのかと実感いたしました。

役所の各課職員の方々がかんなに揃って講師として来てくださる研修は多くはないと思いますので、大変貴重な研修会となりました。

東三
支部

令和元年度 国際私法部 会運営委員会・勉強会

会報委員 鈴木 愛理沙

日時 令和2年2月26日(水)

正午～午後2時

場所 いちよう中野町本店

勉強会テーマ 『相続法改正』

出席者 4名



2月26日に令和元年度国際私法部会を田楽で有名な「いちよう中野町本店」にて行いました。

今回のランチ勉強会は、合同研修会のレジュメを使用して前回に引き続き、相続法改正について学んでいきました。この日は確定申告の多忙なシーズンかつ新型コロナウイルスの拡大が重なり、参加人数はわずか4名だったため、前回のように六法全書片手に新法を読み解くのではなく、皆さんが実際に最近受けた相談を例にとり、依頼者との接し方、後見制度・民事信託などとの比較検討、他士業との協力について幅広く意見を出し合う形式で議論しました。

中でも印象的だったのが、農家の相続のお話で、相続財産のほとんどが農地という案件で、だれが跡取りになるのか、莫大な相続税をどうするのか、どうすれば残された家族全員が納得できる形になるのか、依頼人の意思を的確に汲み取るために、幅広い知識と経験が重要だと改めて感じました。

2時間にわたる勉強会も、途中、お店自慢の美味しい菜飯や唐揚げ、お刺身の定食に舌鼓を打っていたらあっという間に時間が過ぎてしまいました。

いよいよ今年度も残りわずか。「相続」は私法・事業承継・土地利用など行政書士の数々の業務に関連する一つの柱です。一度の研修会でそのすべてを理解するのは難しいですが、少しでも会員一人一人の能力向上のため、他の部会・他士業の方とも連携しつつ、実務に役立つ研修会・勉強会を今後も定期的に続けていきたいと思っています。

事務局だより

■令和2年2月

3日(月)	正副会長会開催
4日(火)	国際・私法部会開催 ADR研修会事前打合せ開催 ADR手続説明会開催 西堀副会長、渡邊・黒澤常務理事 暴力追放セミナー出席
5日(水)	前田会長 日行連常任理事会出席 封印管理委員会事前研修会開催
6日(木)	前田会長 日行連常任理事会出席 西川相談役 中央研修所運営会出席 相談力向上研修会開催 ADR規則見直し検討会事前打合せ開催 新規登録受付
7日(金)	部長会開催 苦情対応委員会開催 市川副会長 職務上請求書窓口指導 法教育次年度打合せ開催 新規登録受付
10日(月)	HACCP（ハサップ）研修会開催
12日(水)	小柳津副会長、西川相談役、櫻井委員 日行連片山さつき議員による特定技能制度に関する意見交換会出席 会報3月号校正会議開催 国際・私法部業務相談会開催 新規登録受付
13日(木)	運輸交通部会開催
14日(金)	コンプライアンス研修会開催 小柳津副会長、伊藤常務理事 公証役場、中部管区行政評価局訪問
17日(月)	新入会員基礎研修会開催
18日(火)	本会常設無料相談会開催 「外国人の就労就学に関する紛争解決の説明会」を受けるための研修会開催 弁護士会との意見交換会打合せ開催 弁護士会との意見交換会開催 ADR手続説明会開催 西堀副会長 職務上請求書窓口指導
19日(水)	農地法許可の審査基準についての研修会開催 小柳津副会長、伊藤常務理事 名古屋国際センター訪問
20日(木)	子安副会長 日行連認証取得済単位会課題検討協議会出席 西川相談役 日行連申請取次管理委員会出席 正副会長会開催 登録証交付式 総務打合せ開催 市川・西堀副会長 職務上請求書窓口指導 平松・内藤理事 賃貸住宅の賃貸借契約に関わる相談対応研修会出席 国際・私法部ポスターデザイン打合せ開催

事務局だより

■令和2年2月

21日(金)	西川相談役 日行連申請取次実務研修会出席 子安相談役 ADR実務研修・実務情報交歓会出席 経営事項審査要員考査面接開催 早川常務理事 建設業情報管理センター来館対応 矢澤常務理事 開発許可研修会出席
24日(月)	総務部打合せ開催
25日(火)	竹田・本多・山岡理事 開発許可研修会出席
26日(水)	部長会開催 米村 音響テスト
27日(木)	西川相談役 日行連VOD収録出席 監察委員会開催 申請取次行政書士管理委員会開催
28日(金)	特定技能制度の実務に関する研修会開催 ADR運営委員会開催 柴田常務理事 経理打合せ、発送作業 法務打合せ開催 外園委員 申取申出書決裁

■令和2年3月

2日(月)	正副会長会開催 法務部と経理部の打合せ開催 名古屋国際センター行政書士相談員書類選考開催
3日(火)	ADR規則見直し検討会開催 本会と政連絡会開催
4日(水)	前田会長、西川相談役 日行連常任理事会出席 中部運輸局自動車技術安全部との意見交換会開催 企画情報部会開催
5日(木)	前田会長 日行連常任理事会出席
6日(金)	西川相談役 日行連申請取次管理委員会出席 部長会開催
10日(火)	広報部会開催 封印管理委員会開催
11日(水)	総務部と経理部予算打合せ開催 国際・私法部業務相談会開催 国際・私法部ポスターデザイン打合せ開催 新規登録受付
12日(木)	新規登録受付
13日(金)	前田会長 中地協理事会出席 総務部会開催 法務部会開催 綱紀委員会開催 市川副会長 職務上請求書窓口指導 新規登録受付
16日(月)	新規登録受付
17日(火)	正副会長会開催 経理部会開催 名古屋国際センター行政書士相談員委嘱状交付・打合せ開催

■令和2年3月

18日(水)	前田会長 日行連編集会議出席 前田会長 日行連広報部会出席
19日(木)	前田会長 日行連広報部会出席 登録証交付式 法人経営部会開催 市川副会長、飛田委員 顧問弁護士事務所訪問 岩井常務理事 南警察署ヒアリング
23日(月)	西川相談役 日行連申請取次管理委員会出席 部長会開催 理事会開催 幹事会開催
25日(水)	前田会長、西川相談役 日行連常任理事会出席 申請取次行政書士管理委員会開催 ADR事前説明会打合せ開催 早川常務理事 受託事業に係る見積書提出 小柳津副会長、伊藤常務理事 広告代理店と打合せ
26日(木)	前田会長 日行連常任理事会出席 伊藤常務理事、新相談員 [5名] 名古屋国際センター訪問
27日(金)	会報5月号編集会議開催

ちよつとひと息 「著作権」

Q 利用許諾契約の相手方が本当に著作権を持っているかどうかを確認するには、どうすればいいのでしょうか。

A 著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生するものですから、著作権者の名義を公証する公的な制度はありません。しかし、実務的には契約書に著作権を有していることの保証条項を置いたり、他人から著作権を譲りうけた場合は、譲渡証書の提示を求めたり、対抗要件の登録が行われていることを確認したりすることにより、利用者側の危険負担を少しでも少なくするような工夫をしているのが現状です。

Q 著作権者から許諾を得て、小説を出版している出版社は、その小説の海賊版を発売している業者を訴えることができますか。

A 一般に著作権侵害で訴える場合は、著作権者である小説家が訴えることになります。

なお、単なる利用の許諾ではなく、出版権設定契約（第79条）が締結されている場合は、著作物の出版につき出版社は排他的・独占的な権利を持つこととなりますので、出版権侵害を理由に、当該業者を訴えることができます。また、海賊版が、出版社が出版した出版物の完全なコピーだとすれば、不正競争防止法違反や商標権侵害になる可能性もあると考えられます。

出典：文化庁HP「著作権Q&A」より

会 | 員 | の | 動 | 向

令和2年4月1日現在

個人会員数 3,029人
法人会員数 47法人

新規登録入会者の紹介



登録番号 第20190193号
会員番号 第6226号
入会年月日 令和2年2月1日
氏名 神田 正文

事務所 神田正文行政書士事務所
春日井市押沢台3丁目10番地11
電話番号 0568-92-2700 所属支部 尾張



登録番号 第20190197号
会員番号 第6230号
入会年月日 令和2年2月1日
氏名 横井 克典

事務所 行政書士横井克典事務所
弥富市子宝六丁目457番地
電話番号 0567-52-0107 所属支部 海部



登録番号 第20190194号
会員番号 第6227号
入会年月日 令和2年2月1日
氏名 加藤 繁

事務所 行政書士加藤繁事務所
安城市箕輪町半夏1番地2
電話番号 0566-74-3377 所属支部 碧海



登録番号 第20190198号
会員番号 第6231号
入会年月日 令和2年2月1日
氏名 中田 雅恵

事務所 行政書士五藤一樹事務所
一宮市せんい二丁目9番16号
電話番号 0586-76-8857 所属支部 一宮



登録番号 第20190195号
会員番号 第6228号
入会年月日 令和2年2月1日
氏名 荒川 義孝

事務所 行政書士荒川義孝事務所
高浜市向山町四丁目1番地102
電話番号 0566-53-8505 所属支部 碧海



登録番号 第20190199号
会員番号 第6232号
入会年月日 令和2年2月1日
氏名 奥田 正名

事務所 行政書士事務所ザイムパートナーズ
名古屋市中区栄二丁目8番12号 伏見KSビル6F
電話番号 052-223-1645 所属支部 中央



登録番号 第20190196号
会員番号 第6229号
入会年月日 令和2年2月1日
氏名 酒井 祐一郎

事務所 行政書士あいち三河法務事務所
知多郡東浦町大字森岡字下今池35番地の3
電話番号 0562-38-7640 所属支部 知多



登録番号 第20190201号
会員番号 第6234号
入会年月日 令和2年2月1日
氏名 伊藤 壽

事務所 ことぶき行政書士事務所
安城市新田町小山西108番地3
電話番号 0566-76-5746 所属支部 碧海



登録番号 第20190202号
 会員番号 第6235号
 入会年月日 令和2年2月1日
 氏名 角田 寿仁

事務所 行政書士かくだ事務所
 あま市七宝町桂城之堀28番地
 電話番号 090-8420-4532 所属支部 海部



登録番号 第20190329号
 会員番号 第6238号
 入会年月日 令和2年3月1日
 氏名 井上 保良

事務所 行政書士法人one
 名古屋市南区平子一丁目1番6号 202号
 電話番号 052-811-4084 所属支部 名南



登録番号 第20190327号
 会員番号 第6236号
 入会年月日 令和2年3月1日
 氏名 神谷 隆史

事務所 行政書士事務所いなほ
 大府市北山町三丁目285番地
 電話番号 0562-77-2810 所属支部 知多



登録番号 第20190330号
 会員番号 第6239号
 入会年月日 令和2年3月1日
 氏名 清水 正吉

事務所 行政書士清水オフィス
 名古屋市中区丸の内二丁目2番19号 シティコーポ東照601号
 電話番号 052-201-5182 所属支部 中央



登録番号 第20190328号
 会員番号 第6237号
 入会年月日 令和2年3月1日
 氏名 太田 直樹

事務所 行政書士Honu-Office
 名古屋市熱田区三番町21番17号 (エスポア東海通702号)
 電話番号 090-9687-4817 所属支部 名南



登録番号 第20190331号
 会員番号 第6240号
 入会年月日 令和2年3月1日
 氏名 金田 憲明

事務所 金田行政書士事務所
 北名古屋市沖村天花寺13番地
 電話番号 0568-64-6462 所属支部 西北

ご逝去会員のお知らせ

碧海支部 浅井 勝 会員 令和2年1月17日ご逝去 (享年73歳)
 東三支部 山田 英二 会員 令和2年3月14日ご逝去 (享年73歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

愛知県行政書士会
 会長 前田 望

退会者のお知らせ

令和2年4月1日現在

支部	氏名	退会日
名南	青木 猷一	令和2年1月30日
豊田	鈴木 晋也	令和2年1月31日
尾張	藤井 京子	令和2年2月15日
碧海	石川 貴志	令和2年2月15日
中央	野村 誠治	令和2年2月28日
東三	足立 邦雄	令和2年2月28日
名古屋	古橋 佳直	令和2年2月29日
東名	林 研二	令和2年3月10日
知多	三谷 勝彦	令和2年3月10日
名古屋	春日井 友也	令和2年3月17日
昭和	舟橋 俊夫	令和2年3月30日
知多	山本 勝男	令和2年3月30日
東三	野田 勝治	令和2年3月30日
西北	大河内 勇	令和2年3月31日
名古屋	大口 春夫	令和2年3月31日
昭和	村瀬 孝義	令和2年3月31日
昭和	久田 徳芳	令和2年3月31日
名南	荻須 清司	令和2年3月31日
名南	陣田 裕司	令和2年3月31日
名南	大西 恒	令和2年3月31日
尾張	松浦 英生	令和2年3月31日
尾張	大脇 一男	令和2年3月31日
一宮	中島 隆志	令和2年3月31日
一宮	佐枝 純一	令和2年3月31日
一宮	藤生 誠	令和2年3月31日
知多	久野 清己	令和2年3月31日
知多	田中 豊生	令和2年3月31日
知多	川口 須万子	令和2年3月31日
豊田	川合 澄宣	令和2年3月31日
西尾	宮崎 耕一	令和2年3月31日
碧海	兵藤 吉則	令和2年3月31日
碧海	若月 公子	令和2年3月31日
東三	小田 栄一	令和2年3月31日
東三	近藤 壽夫	令和2年3月31日
東三	住野 良雄	令和2年3月31日

法人会員の変更案内

法人番号 第1701301号
 会員番号 第H38号
 法人の名称 行政書士法人アベニール
 主たる事務所の名称 行政書士法人アベニール 名古屋事務所
 社員名(加入) 川津 拓也
 社員名(脱退) 市岡 賢也
 使用人(雇用) 市岡 賢也
 使用人(退職) 杉本 勇也
 変更事由 社員の加入、社員の脱退、使用人の雇用、使用人の退職
 所属支部 中央

法人番号 第1600901号
 会員番号 第H33号
 法人の名称 行政書士法人エベレスト
 主たる事務所の名称 行政書士法人エベレスト 名古屋事務所
 使用人(退職) 古橋 佳直
 変更事由 使用人の退職
 所属支部 名古屋

法人番号 第1706101号
 会員番号 第H46号
 法人の名称 行政書士法人アーバン
 主たる事務所の名称 行政書士法人アーバン
 社員名(加入) 大場 綾夏
 変更事由 社員の加入
 所属支部 名古屋

法人番号 第1701501号
 会員番号 第H39号
 法人の名称 行政書士法人あいち行政&相続
 主たる事務所の名称 行政書士法人あいち行政&相続
 使用人(雇用) 志喜屋 光
 使用人(退職) 足立 幸規
 変更事由 使用人の雇用、使用人の退職
 所属支部 碧海

新規法人登録入会の紹介

法人番号 第2001501号
 会員番号 第H63号
 入会年月日 令和2年1月31日
 法人の名称 SKビザ行政書士法人
 主たる事務所の名称 SKビザ行政書士法人 本店
 主たる事務所 名古屋港区川西通5丁目7番地 ウィンドム502
 主たる事務所電話番号 052-387-9974
 所属支部 名古屋

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	二村 聰	名古屋市名東区一社一丁目49番地 第1 富久屋マンション403号室	465-0093		事務所名称、 事務所所在地
	二村行政書士事務所				
中央	鬼頭 克巳				単体会変更(神奈川会へ)
中央	市岡 賢也	名古屋市中区千代田二丁目24番16号 伊勢通ビル3階	460-0012	052-251-3517	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士法人アベニール 名古屋事務所				
中央	水野 龍一			052-799-5262	事務所電話番号
西北	永井 金敏	清須市一場1233番地 3	452-0931		事務所所在地
西北	橋爪 恵	名古屋市西区名西二丁目17番11号	451-0064	090-3956-0802	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	橋爪恵行政書士事務所				
西北	遠山 真人	名古屋市西区則武新町1丁目1番10号 高瀬ビル403	451-0051	052-433-5660	事務所所在地、 事務所電話番号
西北	脇田 幸雄	名古屋市北区成願寺一丁目6番 A-3704号(ザ・シーン城北)	462-0021	052-938-3936	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士GLOBAL				
名古屋	小濱 史裕				事務所名称
	SKビザ行政書士法人 本店				
名古屋	福嶋 隆司	名古屋市中村区森末町1丁目27番地の3	453-0052	052-461-5875	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士法人アーバン				
名古屋	大場 綾夏	名古屋市中川区太平通七丁目3番地 Villa LinaB	454-0838	052-398-5385	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士法人アーバン 名古屋登録事務所				
名古屋	宮島 陽子	名古屋市港区川間町3丁目75番地 ウェストン川間201	455-0076		事務所所在地
昭和	岡村 祥吾	名古屋市昭和区紅梅町3丁目4番地2 enshow quattro 7A	466-0031		事務所所在地
昭和	内原 倫太郎	名古屋市昭和区滝子町28番10号	466-0053	052-883-2012	事務所所在地、 事務所電話番号
東名	中道 真志	名古屋市守山区大字下志段味字長戸 1662番地の2	463-0003	052-770-3773	事務所所在地、 事務所電話番号
海部	山岡 幹雄			0567-28-2007	事務所電話番号
知多	池邊 和美	常滑市小倉町7丁目58番地の4	479-0862	0569-84-8890	事務所所在地、 事務所電話番号
知多	加藤 大使	常滑市栄町二丁目47番地	479-0836		事務所所在地
岡崎	戸田 暁子			0564-53-4177	事務所電話番号
豊田	市井 信治	みよし市三好町小坂1番地2 三好グランドハイツ1階10-G号室	470-0224		事務所所在地
豊田	赤川 豊			0565-41-3141	事務所電話番号
東三	足立 幸規	豊川市金屋橋町121番地	442-0055	0533-86-3948	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	足立行政書士事務所				



COSMOS通信 5月号

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

セミナー・相談会の開催報告

日 時 令和2年1月29日(水) 午後1時30分～3時
 場 所 豊山町社会教育センター3階視聴覚室
 寸 劇 成年後見制度の寸劇(劇団コスモスあいち劇団員)
 セミナー 講師:平松支部長
 参加者:43名
 相談会 相談員:溝口 博会員
 劇団コスモスあいち劇団員
 相談者:5人

日 時 令和2年2月6日(木) 午前9時～午後3時
 場 所 中京銀行鳴子支店(緑区)
 相談会 相談員:伊福副支部長 熊谷 浩幸会員
 相談者:4人

日 時 令和2年2月13日(木) 午前9時～午後3時
 場 所 中京銀行津島支店(津島市)
 相談会 相談員:菅原研修部長 池山 正彦会員
 相談者:1人

日 時 令和2年2月13日(木) 午前9時～午後3時
 場 所 中京銀行島田支店(天白区)
 相談会 相談員:森田 哲也会員 熊谷 浩幸会員
 相談者:5人

日 時 令和2年2月13日(木) 午後1時30分～4時
 場 所 小牧市役所
 相談会 相談員:堀 己喜男会員 丹羽 友道会員
 相談者:3人

日 時 令和2年2月19日(水) 午後1時～4時
 場 所 犬山福祉会館4階
 セミナー 講師:清水広報部長
 参加者:12名
 相談会 相談員:平松支部長 伊福副支部長
 清水広報部長 堀 己喜男会員
 相談者:6人

日 時 令和2年3月25日(水) 午後2時～4時
 場 所 レディヤンかすがい第1会議室
 相談会 相談員:丹羽 友道会員
 相談者:4人

セミナー・相談会の開催予定

日 時 令和2年5月3日(日) 午前11時～午後4時
 場 所 本證寺(安城市)
 寸 劇 成年後見寸劇
 セミナー 成年後見セミナー
 相談会 成年後見等無料相談会

日 時 令和2年5月11日(月) 午後1時～4時
 場 所 岩倉市役所 市民相談室
 相談会 成年後見等無料相談会

日 時 令和2年5月20日(水) 午後1時～3時
 場 所 犬山市役所2階会議室
 相談会 成年後見等無料相談会

日 時 令和2年6月11日(木) 午後1時30分～4時
 場 所 小牧市役所
 相談会 成年後見等無料相談会

日 時 令和2年6月16日(火) 午後1時～4時
 場 所 北名古屋市役所西庁舎
 相談会 成年後見等無料相談会

日 時 令和2年7月2日(木)
 午後1時30分～3時30分
 場 所 江南市役所西分庁舎
 相談会 成年後見等無料相談会

日 時 令和2年7月16日(木) 午後1時～3時
 場 所 扶桑町老人憩の家
 相談会 成年後見等無料相談会

日 時 令和2年7月22日(水) 午後2時～4時
 場 所 春日井市南部ふれあいセンター
 相談会 成年後見等無料相談会

※尚、日程等は変更になる場合があります。

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の2週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。

申込先 コスモスあいち事務局
 TEL 052-908-3022

あとかき

前代未聞の「東京オリンピック・パラリンピック2020」の延期が決まり、全世界で感染拡大の出口が見えない新型コロナウイルス感染症、この号が出る頃には一体どうなっているのか予測もつきません。様々な憶測に一喜一憂し、時にはフェイクニュースに驚かされ、得体の知れない不安感にまわりつかれるような日常ではありますが、3要件（①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発声をする密接場所）を避け、うがいと手洗いをきちんとしていれば何とかしのげるようです。本当にこれで感染がある程度防げるのであれば、一人一人の心がけ以外の何ものでもなく、人に迷惑をかけないように守りたいと思います。そして、重ねてではありますが、この号が出る頃には良い方向に進んでいることを切に望みます。

広報部 戸加里 邦子

《今月の表紙》 八幡神社松平東照宮 (略称 松平東照宮)

松平東照宮は豊田市松平町に鎮座し、徳川家康公と松平親氏公、誉田別尊（応神天皇）他六柱を祀る神社であり、境内地は平成12年に松平氏の遺跡地として「国の史跡地」に指定されて居ります。

徳川家康の始祖である初代松平太郎左衛門親氏が居をこの地に定め氏神として若宮八幡宮を勧請したと伝えられています。

後世9代松平尚栄が館の整備を行い、元和5年（1619年）に久能山東照宮より徳川家康公の御分霊を勧請し奉祀しました。

境内の鬼門方位に祀られている屋敷神産八幡の宮の前庭にある井戸は松平家男子出産時の産湯とされ、家康公が岡崎城で生誕した際に、松平家7代親長がその井戸水を竹筒に入れ早馬で岡崎城に届け、家康公の産湯に用いたという記録があります。

また、拝殿では、平成27年11月に108枚の天井画が新調されました。この天井画は徳川家康公400年祭記念大会のメモリアル事業として、豊田市在住の漆藝家安藤則義氏によって、松平郷に咲く四季折々の草花が描かれ奉納された漆絵で表紙の写真として掲載させていただきました。

(掲載許諾済)

会報300号 担当

広報部	担当副会長	小柳津えみ
	部長	伊藤 直仁
	次長	水野 悠
	部員	戸加里邦子
	部員	山本 篤
	委員	吉川 明宏
会報委員会	委員長	長峰 均
	副委員長	奥 智子
	本号担当委員	
	(表紙)	工藤真由美
	(会員訪問記)	間瀬 洋平

会報300号 令和2年5月1日発行

発行人 前田 望
編集人 伊藤 直仁

発行所 愛知県行政書士会
〒461-0004
名古屋市東区葵一丁目15番30号
TEL 〈052〉 931-4068 (代)
FAX 〈052〉 932-3647
E-mail info@aichi-gyosei.or.jp
http://www.aichi-gyosei.or.jp

印刷所 日大印刷株式会社

愛知県行政書士会 令和2年度第70期定時総会

日程 令和2年5月29日(金)

場所 キャッスルプラザ

愛知県行政書士政治連盟 令和2年度定期大会

日程 令和2年5月29日(金) 定時総会終了後

場所 キャッスルプラザ

※案内は議案書と一緒に封書で送ります。

※会員証を名札としますので、ケースに入れてご持参ください。

※セレモニー及び懇親会の開催はございません。

新型コロナウイルスの影響拡大で変更になる事があります

行政書士ADRセンター愛知



自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
 - ・自転車と歩行者との衝突
 - ・自転車が引き起こした物損事故
- ※自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。



居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
 - ・外国人の職場での待遇についての不満
 - ・外国人の就学者に対するいじめ
 - ・外国人就学者から学校へのクレーム
- ※職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体：愛知県行政書士会(所管)：
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
 - 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
 - 実施場所：名古屋市中区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館
 - 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。
(認証番号No.62)
 - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
 - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分